

通学バス利用のきまり

- 1 停留所まで（から）の児童・生徒の登下校、停留所での待機については、保護者の責任とする。
- 2 乗降は、指定の場所および時刻を厳守する。（５分前にバス停で待機）
※決められた場所で乗降する。
- 3 乗車時刻に遅れる場合は、保護者は必ず学校及び通学バスに連絡し、保護者の責任において登校させる。
- 4 降車時刻（迎え）に遅れる場合は、保護者は必ず通学バスに連絡し、保護者が通学バスの最終停留所において児童生徒を迎えに来ることを原則とする。
- 5 乗降場所に保護者が送迎できなくなった場合は、保護者の責任において送迎者を依頼するとともに、必ず通学バス、学校(担任)に連絡する。
- 6 学校を欠席する場合は、学校に連絡するとともに、通学バスにも連絡をする。

倉吉養護学校		0 8 5 8 - 2 8 - 3 5 0 0
通学バス携帯電話	赤碕コース 琴浦コース 北栄コース 湯梨浜コース 関金コース	各コースの連絡先は 調整中です。

- 7 保護者は必ず停留所の乗降口で、介助職員との受け渡しをする。
 - 8 乗車前に必ずトイレを済ませておく。
 - 9 保護者は、特別な配慮を必要とする場合は事前に学校に申し出る。
 - 10 原則として通学バス内で特定の個人が使用する物品については、保護者の負担とする。
 - 11 体調不良等により、児童生徒が通学バスに乗ることができないと学校が判断した場合は、保護者が送迎する。
 - 12 バス座席は、介助員が指示した席に座る。なお、様々な状況により、座席の位置を変更することがある。
 - 13 乗車マナーを守る。バスの運行や、乗車する者の安全の観点において特に問題がある場合は、通学バス検討委員会で検討したうえで許可を取り消す場合がある（シートベルトの不着用、バス内外の器物の破損、他の人への暴力行為等）。
- ※ 天候や交通状況等により通学バスが１５分以上遅れる場合は、学校から「まち comi メール」で保護者に連絡をします。